

令和6年7月4日

木更津市長 渡辺 芳 邦 様

木更津市情報公開総合推進審議会
会長 小 林 伸 一

特定個人情報の利用について（答申）

令和6年6月25日付け木経改第167号-4で諮問のありましたことについては、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項1について

諮問に係る事務については、既に本審議会において個人番号を利用することについて適切であると答申した事務であり、木更津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく特定個人情報の利用等に関する条例（平成27年木更津市条例第28号）別表第1及び第2に規定された事務であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務と類似する事務である。

諮問に係る特定個人情報については、当該特定個人番号利用事務において利用する特定個人情報の範囲内であると認められる。また、諮問に係る特定個人情報は、健康保険の被保険者証が、個人番号カードに一本化されることにより必要となるものであることから、諮問に係る事務において利用する必要性も認められる。

以上のことから、諮問事項1については、番号法の目的に特定個人情報の安全かつ適正な取扱いの確保が含まれることに照らし、適切であると考えます。

ただし、諮問に係る事務に携わる実施機関には、引き続き特定個人情報の慎重な取扱いを要請するものである。

2 諮問事項2について

諮問に係る3つの事務において、諮問に係る特定個人情報を利用することは、諮問事項1に対する答申の中で示したものと同一理由から、番号法の目的に特定個人情報の安全かつ適正な取扱いの確保が含まれることに照らし、適切であると考えます。

ただし、諮問事項1に対する答申と同様に、諮問に係る事務に携わる実施機関には、引き続き特定個人情報の慎重な取扱いを要請するものである。